

熊刑企第427号
令和元年5月31日

「通信記録物等管理要領の制定について（通達）」の一部改正について（通達）

【概 要】

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）及び犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則（平成31年国家公安委員会規則第6号）が本年6月1日から施行され、通信傍受の合理化・効率化が図られることに伴い、管理要領の一部を改正したもの。